

令和6年度市町村等スポーツ教室への講師派遣事業 実施要領

1 目的

かながわパラスポーツの理念のさらなる普及のため、県内で開催される市町村、学校及び総合型地域スポーツクラブが主催するスポーツ教室等に、希望に応じて障がい者スポーツの講師を派遣する。

2 主催

神奈川県

3 運営（事務局）

- (1) 令和6年2月から令和6年3月まで
一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）
- (2) 令和6年4月から令和7年3月まで
神奈川県から本事業を受託する者（以下「新事業者」という。）

4 派遣期間

令和6年4月～令和7年2月

5 派遣対象

市町村（スポーツ主管課・障害福祉主管課）、県立学校、県内特別支援学校、市町村立学校（特別支援学級）、県内大学、総合型地域スポーツクラブ、障害者施設（放課後等デイサービス、生活訓練施設等）、公共的団体、イベント実行委員会等の任意団体

6 講師

申込団体で講師を調整する場合は、講師連絡先や謝金の総額等を電子申請の際に記載すること。

講師の紹介を希望する場合は、電子申請の際に記載すること。ただし、講師の都合による開催日時等の調整を行う場合もある。

7 講師派遣に係る謝金

- (1) 講師派遣に係る謝金は、神奈川県が負担するものとする。
- (2) 1回あたり32,000円を上限とする。

8 派遣回数（予定）

40回程度

9 申込方法

- (1) 電子申請による申し込み（下記URLまたは二次元コード）

https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=67349



- (2) 募集期間は、【別表】のとおりとする。
- (3) 2期募集は、1期募集で予定する派遣回数に達しなかった場合、実施する。また、実施の可否は事務局のウェブサイトにて令和6年4月10日（水）までに公表する。

10 派遣決定

- (1) 派遣申込書を受理した後、派遣回数を超える場合、事務局が選考を実施する。
- (2) 派遣決定は、【別表】の期日までに申込団体に通知する。

11 派遣の実施

派遣当日に係る講師との連絡は、申込団体と講師で直接連絡を取り合うこと。また、スポーツ教室開催時に万が一、負傷等の事故が発生した場合は、適切に対応した上で、当日中に事務局へ事故報告書（任意様式）を提出すること。

12 事業報告

事務局のウェブサイトから【別紙様式1】事業報告書をダウンロードし、メール・郵送のいずれかで、事業実施終了後3週間以内に事務局に提出すること。

13 その他

- (1) 当事業は、神奈川県令和6年度当初予算発効時以降に有効になる。

14 問合せ先

- (1) 令和6年3月まで
一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会
〒251-0871 藤沢市善行7-1-2 県立スポーツセンター グリーンハウス内
電話：090-9682-0035
※ ただいま電話回線の不調により、当協会の固定電話とFAXが使用できません。
メール：jimukyoku@kanagawa-parasports.or.jp
ウェブサイト：<https://kanagawa-parasports.or.jp>
- (2) 令和6年4月から令和7年3月まで
新事業者（令和6年4月10日（水）までに、神奈川県立スポーツセンター公式ホームページにおいて公表する。）

【別表】

		期 間 ・ 期 日	事務局
1 期募集	募集期間	令和6年2月15日(木曜日)から 令和6年3月8日(金曜日)まで	協会
	派遣決定通知	令和6年3月19日(火曜日)	
2 期募集	募集期間	令和6年4月19日(金曜日)から 令和6年5月24日(金曜日)まで	新事業者
	派遣決定通知	令和6年6月19日(水曜日)	